

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成31年3月19日（平成31年（行個）諮問第42号）

答申日：令和元年11月15日（令和元年度（行個）答申第88号）

事件名：本人に係る「ハローワークシステム求職管理情報（一覧表示とその詳細）」の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成30年特定日付け特定番号により通知のあったハローワークシステム求職管理情報（一覧表示とその詳細）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成30年11月6日付け兵労個開訂正第1号により兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 趣旨

原処分を変更し、訂正（消去）頂ける様、裁決願います。

イ 理由

原文に記載されております内容は、電話による行き違いから発生したものです。

あいまいな内容や表現を行政文書に残さない為にも、素直に訂正又は消去方願います。

なお、処分庁は、審査請求人の意図を十分に確認しないまま調査・決定に至っております。

特に専門官は、分からないからと職業安定部に丸投げの状態でした。

当時、求職者登録もしていない状況で、個人情報の取得目的を説明していない事や利用目的外取得等、当該事案をややこしくしない為にも、素直に訂正頂けます様宜しくお取り計らい願います。

(資料 略)

(2) 意見書

ア 訂正を求めた理由

(ア) 当時、特定ハローワーク A 及び同 B に求職登録を行っていない
(個人情報利用目的が示されていない) こと。

(イ) 原文に記載されている内容に、通達「一般職業紹介業務取扱要領」
に記載されている「求職者の立場に立った支援につながる意識」が
感じられないこと。

(ウ) 求職登録前に電話による行き違いと思われること。

(エ) その他 別紙をご参照願います。

イ 所見

別紙 略

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成 30 年 9 月 29 日付けで処分庁に対し、法の規定
に基づき本件対象保有個人情報の訂正請求を行った。

(2) これに対して処分庁が不訂正の原処分を行ったところ、審査請求人は
その取消しを求めて、平成 30 年 12 月 16 日 (同月 19 日受付) で本
件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、不訂正とした原処分は妥当であるとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、具体的には、平成 30 年特定日付けで一部
開示決定された「1. 兵庫県内のハローワークにて抽出可能な、ハロー
ワークシステム求職管理情報 (一覧表示とその詳細), 2. 特定ハロー
ワークが保有する開示請求人の個人情報 (求職票, 求職公開シート)」
である。

(2) 訂正の要否について

職業相談の記録に当たり、公共職業安定所 (ハローワーク) の担当者
は、求職者からの相談内容等について、必要と判断した内容の記載を行
っている。

諮問庁において処分庁に対し確認を行ったが、本件対象保有個人情報
のうち、本件訂正請求書及び審査請求書において審査請求人が訂正を求
める部分の発言に関し、その有無や内容が事実と異なると判断できる具
体的根拠は認められない。また、処分庁において審査請求人の相談に対
応した担当者に確認したところ、相談記録について、その内容を証明す
るものはないものの、事実と反する内容を記載したという認識はなく、

かつ、審査請求人からの聴取内容を意図的にわい曲して記載したという認識もなかった。

以上のことから、本件訂正請求については、訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合には該当しない。

(3) 原処分の妥当性について

本件不訂正決定の経緯は、上記(2)のとおりであり、これについて不自然・不合理な点はなく、諮問庁としては、原処分は妥当であると判断するものである。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人より審査請求の理由として提出された審査請求書の別紙の内容は、職業相談窓口に関する要望等であり、審査請求人の主張は、本件不訂正決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成31年3月19日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月18日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 令和元年10月9日 | 審議 |
| ⑤ 同年11月13日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求及び原処分について

本件訂正請求は、審査請求人が法12条1項に基づき開示請求を行い、平成30年特定日付け特定番号により一部開示決定された本件対象保有個人情報のうち、上記第3の3(1)の1.として掲げる求職管理情報の記載の一部について、別紙のとおり、訂正を求めるものである。

処分庁は、審査請求人が訂正を求める部分については、記載内容が事実と異なると判断される具体的証拠は認められず、また、事実と違う記載をしているとは認められないことから、法に定める訂正すべき事由には該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

法27条1項は、何人も、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときは、当該個人情報の訂正請求を行うことができるとしているが、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、訂正請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになると解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、審査請求人が別途、法の規定に基づく保有個人情報の開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

イ 当審査会において、本件対象保有個人情報を確認したところ、別紙の訂正請求部分は、審査請求人の求職管理情報中「補足情報」の「コメント」欄に記載された特定公共職業安定所担当者による相談記録であり、審査請求人の発言内容又は審査請求人に係る相談状況を担当者が記録したものであることから、いずれも、法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

3 訂正の要否について

(1) 理由説明書の記載（上記第3の3(2)）及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、諮問庁は原処分 of 妥当性について、おおむね以下のとおり説明する。

処分庁に対し確認を行ったが、本件訂正請求書及び審査請求書において、本件対象保有個人情報のうち審査請求人が訂正を求める部分に関し、その有無や内容が事実と異なると判断できる具体的根拠は認められない。

処分庁において審査請求人の相談対応をした担当者に確認したところ、相談記録について事実と反する内容を記載したという認識はなく、かつ、審査請求人からの聴取内容を意図的にわい曲して記載したという認識もないとのことである。

また、求職管理情報への相談状況に関するコメント入力には、求職者に対する職業相談を行った担当者が、通例、職業相談から間を置かずに入力するものであるため、その内容が事実と大きく相違するとは考えにくく、かつ、あえて事実でない内容を入力する理由もない。加えて、訂正を請求する情報が事実でないとは判断できる明確かつ具体的な根拠は、審査請求人からは示されていない。

- (2) 当審査会において本件対象保有個人情報記録されている求職管理情報の「補足情報」の「コメント」欄の記載内容を確認したところ、当該欄は、担当者が、求職者に対する職業相談の内容等を記載するものであって、担当者が必要と判断した情報を記録するものと認められる。

また、当審査会において、審査請求人の本件訂正請求書、審査請求書及び意見書を確認したところ、「電話による行き違いから発生したものである」旨主張しているものの、当該部分の記載内容が同人の実際の発言内容と異なっており、事実でないということの客観的根拠は示されていない。さらに、求職管理情報への相談状況に関するコメント入力には、求職者に対して職業相談を行った担当者が、通例、職業相談から間を置かずに入力するものであるため、その内容が事実と大きく相違するとは考えにくく、あえて事実でない内容を入力する理由もないとする諮問庁の説明には不自然、不合理な点は認められず、また、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、当該請求は、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一、委員 久末弥生、委員 葭葉裕子

別紙 本件訂正請求の内容

- 1 求職管理情報（一覧表示）のNo. 17に対応する求職管理情報（情報別詳細表示）の「補足情報」の「コメント」欄の第3文を削除すること。
- 2 求職管理情報（一覧表示）のNo. 19に対応する求職管理情報（情報別詳細表示）の「補足情報」の「コメント」欄の第3文を削除すること。